

井上ひさし『東慶寺花だより』を読む (完)

高木 侃

1 はじめに

引き続き、縁切寺研究者としての立場から、井上ひさしの『東慶寺花だより』(文藝春秋刊)を読み解いていきたい。本書は東慶寺へ駆け込む、さまざまな女性を描いたものであるが、舞台は駆け込み女の世話をした御用宿・柏屋で、その見習い番頭の中村信次郎二三歳が主人公である。

井上の本小説は東慶寺へ駆け込む女性、その夫や関係者が織りなす人間模様を描いて妙であり、本稿では第六話「柳の章 おせつ」以降を取り上げる(194~439頁、頁は文庫本からの引用頁数)。一話から四話までは寺法離縁で決着をみる事例であったが、これ以降は縁切り手続き上の寺法離縁の実態に及ぶものはなく¹⁾、ほとんど内済帰縁や内済離縁に関する話である。そこで、まず東慶寺に駆け込まず、もしくは駆け込んででも直接縁切り寺法にかかわらない話を簡略にふれておきたい。

2 縁切り寺法にかかわらない話

i 柳の章 おせつ：駆け込まず

第六話(194~215頁)。信次郎の幼馴染の源蔵は、目下歌川豊国門下の俊英・国友の、新妻にかかわる話である。夜食時分の筆名で戯作をものにしようとしている信次郎が江戸柳橋滞在中の出来事。源蔵が絵師として、写実に生きようとする瀬戸際。源蔵は絵の修業にもなり、おあし(金)にもなる、女房おせつの恥ずかしいところを生き写ししたいわけだが、恥部をみせることを嫌がる女房おせつは離縁だと、東慶寺へ駆け込む騒ぎ。おせつは柳橋浦岸の仁八そばのトラばあさんをたよる。トラばあさんのいうには、春画のモデルはほかのひとに頼むべきで、「芸者の小繁ちゃんなら、お酌のときから源ちゃんにほの字にれの字だったから二つ返事だろうよ。」と、いまにも駆けだそうとする。するとおせつ

は「……そんなの、いや。あたし帰ります」と。信次郎が小繁に掛け合うのはしばらく待ってくれというと、トラばあさん「小繁さんなんて知らない」という。トラばあさんの年季の入った機転で、迎えに来た源蔵と夫婦連れで仲良く帰ってゆく。

ii おにうこぎ 鬼五加の章 おこう：帰縁

第八話（246～267頁）は、夏の間、避暑と鎌倉見物に来ていたトラばあさんが帰ることになる。駕籠で山ノ内街道を西にむかって走り出したにもかかわらず、東、鎌倉の方から二丁の駕籠。一つからトラばあさん、「駆け込み人だよ」と。吝嗇な母と息子（細彫りの孫一といわれた鋳師）にいびられたおこうが出てくる。ある日三〇年はいていた母の塗り下駄の片方を犬がぐわえて、亡くなってしまったのを見て、新しい黒の塗り下駄と、袖も通せなくなった自分の浴衣地を買ってきた。すると髪をつかんで引き回し、あげくその髪を売するために切られた結果、いがぐり頭で、泣く泣く登場となる。主人源兵衛のはからいで、相对熟談（夫妻関係者の立ち合いで話し合う、後述）がなされ、その最中夫孫一は巾着から部屋中、ついで窓から往来にむかって「こんなもの、いるもんか」と叫んで、銭を投げつけた。しばらくして、おこうさんは亭主のまき散らした銭をゆっくり拾い集めていた、との描写で終わる。親離れがテーマの話であり、帰縁が暗示されている。

なお、おこうの持参金は二〇両であったが、井上は「亭主から離縁を言い出しときは、亭主は女房に持参金を返さねばならず、女房が離縁を言い張るときは、持参金をあきらめなければならない。これが大事なきまりとなっている。……嫁にきて二年も経たぬのに、もう二〇両を諦めようというのだから、これはよほどのことがあったにちがいない。」（254頁）と記述している。筆者のいう「離婚請求者支払義務の原則」に則ったものである。²⁾

iii 竹の章 菊次

第一〇話（292～315頁）は、惣右衛門につづいて、男の題名である。

江戸日本橋南、鍛冶橋の五郎兵衛町の献残屋、浜田屋庄兵衛の後妻「お妙」二五歳が駆け込み後、柏屋に滞在している。献残屋とは、大名から御家人までが贈答する献上品の残り物や庶民でも儀礼での贈答品を買い取り、また贈答の用のある御仁に売りさばく商いという。お妙には神童といわれた弟・金吾がおり、その秀才ぶりが聞こえ、求められて幕府天文方・安田忠雄の養子となる。さらに大坂に出て勉学を深めたいと姉を頼る。お妙はもともと浜田屋の通い番頭の娘であったが、父亡き後、浜田屋に引き取られ、このとき女中

頭として働いていた。金吾の勉強資金三〇両のために、意にそわない庄兵衛の後妻になったが、大坂から金吾が傷寒で急死した知らせがもたらされ、お妙は寝込んでしまう。それに対して、庄兵衛は「これで大阪へ送金せずすむ」と薄情にも薄笑いさえ浮かべるばかり。起きるとすぐ東慶寺へ駆け込んだというわけで、その沈み込みがちな様子から柏屋の女たちはうちそろって江の島へ出、ついでに尾上菊蔵一座の『大漁踊曾我鮑採』も見物。

風の強いその晩に、執拗に迫る座頭・菊蔵の想いを断ち切るため、若女方菊次が柏屋を頼ってきて、縁切寺に入るといふ。大名跡尾上松緑の芸養子の話もあつての上である。尼寺東慶寺へは入寺できないと話すが、そうこうするうち、菊蔵が板戸をたたいた。菊次の声が弟の声に似ていたことから菊次を匿うとともに、信次郎と菊次が夫婦約束の間と装った芝居。菊蔵に菊次を諦めさせたのは、お妙の機転であつたという話。

iv 石路の章 おゆう：帰縁

第一一話（318～340頁）は、おゆう二度目の駆け込みの話である。

おゆうは小旗本の又家来の一人娘で、母は酒に目がなく、酔った勢いで若党と過ちを犯して長屋から逐電した。おゆう四歳のときであつた。おゆうが酒を嫌う性癖は、これがトラウマになったものである。その後なんの落ち度もないのに主家を追い出された父は、子供相手の塾を始めるも、失意のうちに五年もたたず亡くなってしまう。このとき塾を継いだおゆうは一三歳であつた。利発なおゆうに惚れ込んだ薪炭屋の大胆那に「悴の嫁」と拝み倒されて結婚したのは、一八歳のとき。ところが、夫は酒飲みの女好き。半年もすると内藤新宿の女郎に入れあげ家に帰らない。何やかやで、おゆうは東慶寺に駆け込み、二四ヶ月在寺で、寺法離縁となつた。

江戸に戻ってしばらく、おゆうは酒を一滴もたしなまぬ堅物、咄本の版元・鹿子屋孫三郎と再婚する。咄本の版元は小さく、その上咄本は売れず、孫三郎は寄席を始める。人気の三遊亭可楽を看板に寄席は^{おおはやり}大流行。ところがあるとき可楽が急な病で来られなくなった。客は怒り騒ぎ出す。孫三郎は神棚のお神酒をぐっとひっかけて、騒ぎを納めようと咄本をネタに寄席に上がるが、受けず、客はますます猛り出す。すると酒が効いてきて、ふとついて出た変な唄。それはおゆう親娘に不幸せを押しつけた卑猥な「男女のこと」、それに合わせてデタラメ踊り。もう一緒に暮らせないと、決心して駆け込んだ。

そこへ御亭主と親代わりで後見人の長屋の差配人（家主）太兵衛が来る。本人も知らなかった孫三郎の生い立ちがわかる。幼い孫三郎は父親に連れられ、お囃子舞いの門付けの

供をして、父の唄うけしからぬ唄に合わせえてデタラメ踊りをおどりながら投げ銭を拾っていた。父親は酒害で死ぬ。太兵衛に引き取られて育った孫三郎であったが、いままで山野の山で拾われたと聞かされてきた。孫三郎も「酒を呑んで大勢の前に出ると、あとからあとからあんな卑猥な文句がでるのだろう」と、いぶかっていた。結局、酒で心の蓋がとれたのだろうと了解される。あらためて孫三郎は生い立ちに免じて許してほしいと、歎願する。もちろん二度と客の前には出ない、酒も呑まない。鹿子屋を江戸一番の寄席にすると誓う。

寺子屋からかえった宿の娘お美代に、おゆうは「急に思い立って、鎌倉見物よ。うちの人も一緒」と、仲よく夫婦連れで、「帰縁」することが予見されて終わる。

v おそめ・おゆうの寺法離縁

第一四話と終章・第一五話で久々の感のある寺法離縁の事例である。しかし、縁切り寺法にも係わるが、むしろ、それにことよせて別なテーマに及んでいる話である。

a 蓼の章 おそめ

おそめは捨て子だったというが、気が付いたら深川六間堀の鮓屋すしやの飯炊きの手伝いをしていたという。亭主は妖術握りと称された鮓握りの名人・新助で、握り一つ分の飯粒はいつも三〇〇粒だったそうだ。夫に松ヶ岡という駆け込み寺に急いで行くように言われてきたといい、おそめが江戸を発った翌日、鮓職人と鮓飯炊きは、「手鎖の上、江戸二十里四方所払い」³⁾になった。

夫はそのことを見越して、おそめを駆け込ませ、二四ヶ月後に再婚しようとの考えが示唆されている。この話では、飯炊きと握り鮓の話が中心である。

b 藪椿の章 おゆう

おゆうは椿の花を投げ入れようとしていたので、柏屋へ番頭がいざなつたという。おゆうの父は神道無念流の剣術家・戸賀崎六兵衛といったが、病の床にあった。おゆうの許婚は道場破りに来た田ノ中勘助に敗れ、自死してしまう。父も亡くなると、勘助は二代目戸賀崎六兵衛を名乗り、勝手に神主を連れ、鯛の塩焼きやら、花嫁衣裳を押しつけて、強引な婚礼をあげる始末。おゆうは父と許婚の仇が打ちたい、天罰の一撃を、との一心で入寺したいという。院代法秀尼は「仇討の相談には乗りかねる」というが、結局、入寺し、お

ゆうは髪を切り下して、「ざんばら髪」になった（438頁）、つまりはオカッパ頭である。尋ねてきた勘助に、立礼した際にそのざんばら頭で、勘助の人中（鼻の下）を思い切り突いた。一本である。これでおゆうの気も少しは晴れ、二四ヶ月東慶寺で暮らす気力がわいたというところで終わる。ここでは、院代法秀尼が小太刀も使い、武道と禅に通じていること、勘助の奉納試合など武道にまつわる話を中心である。

3 蛭袋の章 おけい：内済離縁と相对熟談

i おけいの駆け込み事情

第七話（218～243頁）は、内済離縁の事例である。見習い番頭の中村信次郎が書き上げた駆け込み女おけいの調書きによれば、おけいは三浦郡小坪村の見突き問屋、川島吉太郎の女房で、二三歳。おけいは同郡東浦賀村の干鰯問屋、飯塚屋作左衛門の末娘として育ったが、四年前、吉太郎（当時三三歳）に望まれて、嫁になったが、そのときの持参金は二〇〇両であったという。嫁いでみると、夫は女中に手を付けて、子供までいる仲、これの手切れもおけいの実家で始末をつけた。幕府から好条件、つまり三〇〇両の助成金をえて、「活蛸御用」を務めることになったのも、周辺一帯に睨みをきかせていた大問屋、おけい実家の後ろ盾があればこそであった。ところが、活蛸を所望していた將軍家育の側室が齒を悪くして、蛸がかめなくなり、その御用が止めになると同時に直ちに拝借金三〇〇両の返還を求められた。今度もおけいの実家が頼りである。このような事情から、「おけいさんは、実家からお上への返済金三百両を都合してもらい、吉太郎さんに、お金を渡しながら、縁切り状をいただきたいと申し出たわけです。ところが、吉太郎さんは金はもらうが、縁切り状はやらぬと云う。そこでおけいさんは東慶寺様に駆け込んだんだ」（222頁）と、信次郎は四日前から見物と称して逗留している、柳橋のそば屋のトラばあさん（これからの話の狂言まわしの役割を担うのだが）に話して聞かせている。そうこうしているうちに、おけいの夫と寺役人石井が来て、相对熟談ということになる。

ii 相对熟談 井上の創作

その場にむかう、おこうに信次郎が相对熟談について、つぎのように説明している。

「この調書きを、間もなくこちらへお見えになる石井重行様にお目にかけなければなり

ません。すこし早口で読みますよ」

「石井様とおっしゃるのは……」

「東慶寺の御役人です。石井様は今日の相對熟談にお立ち合いになります」

「相對熟談、でございますか」

「係わり合いを持つ者みんなが顔を寄せ合って話し合うことを、わたしども御用宿の者は相對熟談と呼びならわしております。でも、ご安心を、ここの主人の源兵衛が行司役をつとめますから、おけいさんのためにならないようなことはいたしません」

「それには……うちの人も？」

「吉太郎さんもお見えになります」

「わたしも出なければいけないのですね」(219頁)

相對熟談は次の鬼五加の章にも出てくる。相對熟談の呼出状を飛脚ではなく信次郎が駆け込み女「おこう」の夫・孫一に届けながら、「『相對熟談』といたしますのは、このたびのおこうさんの駆け込みに深い係りを持つ者が一堂に会して話し合うこと」(261～262頁)と説明している。相對熟談は引き続き「白萩の章 おはま」でも登場している。相對熟談は妻である駆け込み女が滞在している御用宿に夫もやって来て、話し合うことになる。つまりは夫も呼び出されることになるが、実は東慶寺では夫を呼び出す手続きはないので、夫本人が寺に出頭することは特殊事情の場合だけできわめて稀なのであり、このことは項を改めて述べる。したがって、この夫婦が対決する「相對熟談」の話は、井上の創作なのである。

iii おけい噂の男と夫の要望

相對熟談が済んで柏屋の二階から降りてきた夫・吉太郎は、おけいの離縁は承知するが、「噂の相手」との再縁は禁止する旨の、但し書き付きの離縁状なら書くといい、そのような前例もあろうから調べてくれと、言い置いて帰る。隣の同業、見突き問屋浅羽屋善助がいい情人ひとのようで、それなら不義を通すための駆け込みとなる。それは御法度で、おけいは東慶寺には入山できず、実家に戻るしかないことになり、しかも持参金はおけいの方から離縁を言い出したわけであるから、夫吉太郎は返さなくてもよいことになる。とはいえ、おけいの実家の金だけに執心する夫に対して、これでは踏んだり蹴つたりの話だ。

しかし、信次郎の聞き取りにおけいは噂の男の話はしなかった。実は思いのたけを打ち

明けたこともなく、お互い目で話をしていたという。おけいの心のうちでは、寺法離縁で下山したら真っ先に善助のもとにゆき、「好きです」と告白するつもりだったと白状する。これをいくら冷めきった夫婦とはいえ、夫は見抜いたのだという。

さて、夫のいう再婚禁止の条項のある離縁状を、信次郎は文書蔵に一昼夜籠りっきりで前例を調べることになった。

iv その後の顛末

翌日ふたたび相対熟談になるが、前日相対熟談を終えて帰る様子をみていたトラばあさんがいなくなる。吉太郎が下駄屋で、粋な鼻緒のとてつもない上等な女下駄を買っているところをみて、女だとひらめく。後をつけ女の住まいを確かめ、酒一升持参で、親戚を装い、どんどん呑ませ、江の島までのして、朝から飲んで、二人して駕籠で柏屋に到着したというわけ。吉太郎と女は、子もなした仲だそうで、これらはトラばあさんの手柄。「川島屋のだんなは、『但書きを外してやるかわりに金を出せ』というところづもりでいるそうで……」(242頁)とのトラばあさんの話に寺役人の石井は「聞いたか、柏屋。あとは任せた。そのひとのためになるよう計らってくれ」と言い置き、寺に戻ってゆく。おけいが内済離縁の上、善助と再縁を勝ち取ることが示唆されている。

4 離縁状の再婚禁止(制限)条項について

信次郎が調べた結果、再婚禁止の条項のある離縁状はいくつもあった。

「不埒(姦通)相手、〇〇〇殿との再縁には故障の筋これあり候」としたものもあれば、「夫の住居より十五里以内での再縁を禁ず」としたものもある。こんどの一件にぴったり但書きが一〇件ばかりあって、それにはたいていこう書かれていた。

「隣家は格別、そのほか何方へ縁付き候とも差し障り候儀毛頭これなく……」(237頁)

井上は実際の離縁状にあたって、この三つの前例をしるした。初めの「故障の筋」は、石井良助『江戸の離婚』にみられる⁴⁾。夫は妻「きく」を「不埒」を理由に離縁したが、その不埒の相手である「尤飯田村源蔵殿は故障の筋有之候」がそのまま活かされている。

二つ目は直接的に引用したものではなく、東慶寺への駆け込みで、寺社奉行のお声懸りに係属した難件で、最終的に夫が再婚先に条件を付して解決した、事例である⁵⁾。駆け入

りの月日は分からないが、江戸西久保同朋町（現東京都港区）亀五郎妻「のぶ」の夫は、離婚を承諾せず、東慶寺からの出役にも不承知で「違背書」まで提出した難件だった。寺社奉行に係属して離縁成立となる。夫が示談に応じた条件の一つに「亀五郎居宅近辺拾丁四方之間、のぶ縁付申間舗」つまり夫の住む一〇丁（一キロメートル強）四方、つまりご近所に再婚することは禁止され、嘉永二（1849）年五月二七日に夫から寺法離縁状が提出された。とはいえ、筆者の上州西北部での調査では、当時の通婚圏は一里（四キロメートル）圏内で六〇パーセントが婚姻していたわけで、「夫の住居より十五里（六〇キロメートル）以内」とは、大げさすぎる記述と思える。

三つ目は拙著からの引用である⁶⁾。写真と釈文を掲げる(筆者所蔵)。

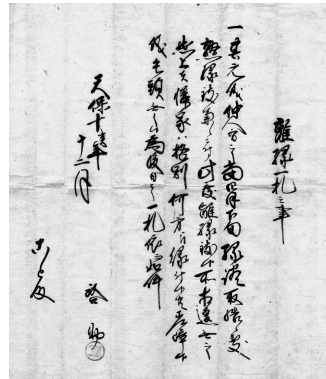
離縁一札之事

一其元儀仲人有之、当四月下旬縁談取結候処、
熟縁致兼候二付、此度離縁致候所相違無之、
然上は隣家八格別、何方え縁付候共、差障候
儀毛頭無之候、為後日之一札依て如件

天保十亥年 啓 助[㊦]

十二月

こと殿



わずか八ヶ月足らずの結婚期間であったが、「こと」と隣家の者と不義でもあって、それが離婚の原因であったろうか。

離縁状に再婚禁止を加えたものは、ほかにもみられる。写真とともに掲げよう⁷⁾。

離縁状之事

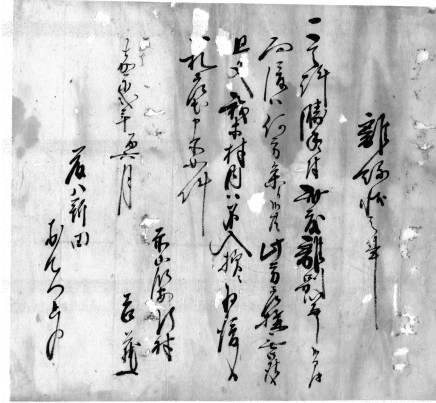
一其許勝手二付、此度離別いたし候間、
向後八何方参り候共此方差構無御座候、
且又我等村内八不入様二、為後日
一札差出申所、如件

赤山領安行村

嘉永三年酉六月 吉 蔵(爪印)

藤八新田

おてつとの



安行村・藤八新田ともに武州足立郡内で、現埼玉県川口市である。

ここでは夫の住む村内への立ち入りを禁止したもののだが、当然村内での再婚をも禁じている。これは夫がその面子のために村内への立ち入りを禁止したもので、夫の居村での再婚を将来にわたって制限したのもでもある。「尤飯田村源蔵殿……」は、特定の不義の相手との再婚を禁止したが、ここでは村内(場所)を禁止の対象にした。ほかに「善光寺並右近村迄七ケ年間縁留、其外之義は三ケ年間縁留⁸⁾」と場所と関連して一定期間これを禁止するものもわずかながらみられる。つまり離婚した妻への禁止(制限)は、人・場所・期間を対象としたのであるが、なかでも多かったのは、特定人に関するものであった。

妻の再婚に禁止(制限)条項を設ける場合があり、ときに妻方からの要望でこれを削除して離縁状を渡す場合があったとはいえ⁹⁾、特定人との再婚を禁止した内容が離縁状に記載され、かつ有効だったということはそれだけ夫の面子が尊ばれたものといえよう。

夫の面子といえ、万延元(1860)年六月、上州吾妻郡泉澤村(現群馬県吾妻郡東吾妻町)での「対談違変出入」の済口証文(畠恵美子氏所蔵)が参考になる。嘉永五(1852)年三月、喜代太郎は同村武右衛門の妹を妻に貰ったが、その一年半後離婚した。そのとき、喜代太郎は「村内者構申候」つまり、村内の者とは再婚ならずとの離別状を差出した。ところが六年後、武右衛門は妹を、村内どころか、隣家郷左衛門長男濱五郎方へ再婚させた。これは喜代太郎を「重々踏着二致候仕方」と訴え出た。夫の面子を潰すことを、ここでは「重々踏着二致候」行為と表現している。

ところで、夫が妻方への配慮から、罰則の意味をもって、自分に再婚制限を設けて離縁状に明記することもあったので、紹介する(ノは行末の意)¹⁰⁾。上州桐生新町の夫が父親

同道で懇願して「おぶん」を妻に迎えたとある。

一札之事

一おぶん義、親文左衛門并二拙者所望二付、広沢村ノ弥市右衛門殿世話を以、去々戌年拙者妻二貫ノ請候処、おぶん義二付、何二ても申分無之候得共、拙者ノ氣二入不申候二付、此度離縁致し差戻しノ申候は、全以一言之申訳無之仕合ニ御座候、然上はノおぶん義、此已後何方え成縁談取結候共、ノ三年を不過候ては、拙者妻は勿論妾たり共、ノ入女決て迎取申間敷候、若此義異変いたし、入女ノ仕候ハ、此書付を以如何様被仰立候共、其節一言之ノ異議申間敷候、為後証立会之者加印一札ノ如件

文化十三年
子ノ七月 兄
親類
同世話人

林 司
文左衛門
与兵衛
弥市右衛門

龍前(舞)村

伝右衛門殿

にもかかわらず、妻を気に入らなくなった。しかも「おぶん義二付、何二ても申分無之候」と、妻には申し分ないと、まずその「無責任」をあげて妻へ配慮している。そして夫方の懇願によって結婚したのに、足かけ三年で離縁では全く申し訳ないと妻およびその関係者に詫びている。さらに離縁後おぶんは直ちにだれと再婚してもよいが、夫は「三年を不過候ては、拙者妻は勿論妾たり共、入女決て迎取申間敷候」と、以後三年間は再婚もせず妾も持たないと誓約する。しかも別の一札によれば、夫はおぶんに「小遣料」として五〇両を渡している。懇願して妻を迎えた夫の弱い立場が顕著にあらわれたと同時に、そうでもしないとたんに気に入らなくなったという(わがままな)理由では、妻の離縁を周囲に納得させることはできなかったということである。実際、関連する人別帳をみると、少なくとも五年の間、林司は結婚しておらず、約束は履行されたのである。

5 縁切寺における夫本人の呼出

相對熟談で夫本人が御用宿に出頭してきて、女房と対面、対決することは、話として面

白いが、これは井上の創作であることについては上述した。そこで、縁切寺での夫本人の呼出の意義について、東慶寺と満徳寺で大いにその機能を異にするので、あらためて論じておこう¹¹⁾。

i 東慶寺の場合——「松ヶ岡にては夫呼出し候事は稀也」

東慶寺では「夫の呼出」に関して、寺が夫方関係者を呼び出すことはあった。ところが、筆者が唯一残った慶応二（1866）年の日記上下二冊（26・27）を整理してみたところ、東慶寺が呼び出す夫方の関係者は、この年の縁切り駆け込み四四件中、最も多いのは仲人で代理人一名を加えて二人、四八パーセント、次いで夫の父親三人（兄一名を入れれば一四人）で、三二パーセント、夫本人の出頭はわずか一名にしか過ぎなかった。

その唯一の事例の顛末を簡略に述べよう¹²⁾。これは三月六日に駆け込んだ、東海道戸塚宿字天王町四丁目（現・横浜市戸塚区）家主亀次郎店徳兵衛養女「つや」（二八歳）の事例である。夫は相州高座郡熊坂村（現・愛甲郡愛川町）五助、夫方媒人は善吉であった。翌七日にはつや父徳兵衛の呼出しに飛脚が差立てられる。八日には徳兵衛頼いで、倅豊吉が差添えの組合久治郎と出頭し、寺役所でこれまでの示談交渉が「不行届」の由を述べ、夫方媒人の呼出を願う。寺では翌九日に善吉の呼出しのため飛脚を差立てるが、翌日媒人善吉に夫五助もついてきたというものであった。一二日に両人は役所に呼出され説得される。一三日には五助は離縁状をしたため、宿仙台屋平七方に預け、妻方に渡してほしい旨申し、役所に無断で帰ってしまう。おそらく実父と思われる同州愛甲郡八菅村（現・愛甲郡愛川町）七五郎が呼び出され、つやは引き取られる。一五日のことで、日記には「尤離縁状写は役所え取置、本紙はつや女え相渡し、一同帰村申付候事」とある。つやの駆け込みから内済離縁成立まで一〇日間の出来事であった。

夫方媒人の呼び出しに、夫は勝手についてきただけの例外的な事例であったが、そのために離縁示談がかえって早期に成立することになった。

このように東慶寺での「夫の出頭」は、夫方媒人を呼び出したところ、夫もついて来たというもので、直接的な「夫の呼出」ではなかったのである。以上のことから、夫本人が出頭する（呼び出される）ことは、仲人や実父に比べて極めて稀なことは筆者には分かっていたとはいえ、筆写本『鎌倉松岡東慶寺来由』（筆者旧蔵、東慶寺現蔵）を一読したとき、「松ヶ岡にては夫呼出し候事は稀也」の一文には吃驚したのである。この筆写本にみられる「夫の呼出」は、夫方親族である兄の呼び出しを意図したが、震災で避難して江戸

に不在でやむなく弟である夫本人が兄代理人として呼び出しに応じたものであった。まさに特殊事情で、東慶寺が夫を呼び出すことは、結局、「稀」な事だったのである。

それではなぜ東慶寺では「夫の呼出」をしなかったのであろうか。東慶寺では内済離縁が成立しないことが最終的に確認されると、女を寺に受け入れると同時に寺役人が「出役」、つまり夫のもとに出張して「寺法書（御届之御奉書）」を名主へ渡し、名主から夫とその関係者に読み聞かせた後に、寺法離縁状を差し出させる。したがって、寺法上夫方の呼出はあっても「夫の呼出」はないのである。

東慶寺文書を瞥見したところ、「夫方呼出」の典型例として、文久元年（1861）の相州大住郡小稲葉村（現伊勢原市）浪三郎妻「つや」の事例（495）がある、日延べをして離縁交渉するも夫は一向に取り合わない。やむなく妻方では夫方を呼び出して説得を願うが、夫本人ではなく、その父親と仲人の呼出を願っている（495）。このように夫方を呼出すとき、夫本人の「心底聞亂」した上で、その倅や父親を出頭させている（632・641）。

約五〇〇件を数える駆け込みのなかに夫が出頭した事例、四例を紹介する。まず弘化四（1847）年一〇月江戸神田永富町（現東京都千代田区）久蔵妻「きさ」の場合（139～142）で、「名主房治郎え御達し御座候」と、「出役之達書」が届き、驚き恐れ入り、家主が媒人と夫を召し連れて出頭したものである。家主と媒人は役所に呼び出され、説得され、夫も了解して離縁状をしたためた。ここでは「出役之達書」に驚き、かつ恐れ入り、夫もともども出頭したのであった。

二つ目は万延元（1860）年八月武州久良岐郡本牧村（現横浜市中区）三平妻「かよ」の場合（463～468）で、夫三平が横浜へ転宅して借財が高み、妻かよへ無断で金子才覚に出かけ帰宅しなかった。これをかよは「置去」にされたものと思いつめて駆け込んだ。たしかに平生夫が誠実であれば、かよが置去などと誤解することはなかったと思われるが、この駆け入りはかよの「心得違」として同月一四日下げ願で、いったんは帰縁になる。しかし、妻が疑心暗鬼になるような状況は改まらなかったようで、翌万延二年二月二八日かよは、再び駆け込んだ。再度の駆け込みはよくよくのことで、夫三平が直ちに呼び出され、追々日延べの上翌三月五日に内済離縁が成立する。その済口証文によれば、正月に生まれた小児はこれまで妻実家で世話していたが、その女子は夫三平が引取り、離縁状と持参の品々はかよ方で受け取ることで決着した。夫の呼び出しは再度の駆け入りという特殊事情によるものであった。

ついで万延二（1861）年正月相州三浦郡下宮田村（現三浦市）新左衛門妻「つや」の場

合(483)で、夫が達て帰縁を嘆願するため出頭したもので、後述する「帰縁証文兼先渡し離縁状」が出された事例である。

もう一つは明治元(1867)年九月武州都筑郡恩田村(現横浜市緑区)村次郎妻「ゆき」の場合(980)で、「(妻)父惣吉并二掛り合之者被召出、……早速下方にて両宿立入」示談交渉の結果、妻方はゆきありあわせの荷物に三両を趣意(慰謝料)として出し、夫から「実筆之離縁状」を受け取ることで内済離縁が成立したのである。あるいは趣意のことでもめたことが夫の出頭につながったのかもしれない。

要するに、夫が東慶寺に出頭する事例を見ると、たまたま媒人について来たり、一旦帰縁(復縁)したものの再度の駆け入りだったり、帰縁の嘆願のため、あるいは示談の最終交渉のために出てきた、といういずれも特殊な事例で、寺が「夫の呼出」を意図したものは実質的には無きに等しく、まさに「松ヶ岡にては夫呼出し候事は稀也」だった。したがって、「相对熟談」は実際には行われなかったのである。

ii 満徳寺の場合—内済成立に伝家の宝刀的役割

満徳寺では「夫の呼出」は、離縁成立のために一定の機能を担ったのである。すなわち、夫がどうしても強硬に離縁を拒んだとき、寺がとる最後の手段は「夫の呼出」であり、しかもその「呼状」を、最終的示談交渉に出かける妻方村役人に預けたのである(妻の父も同道した)。その文面後半は、寺に残る寺法手続きの書留「駆入女取計方御尋二付粗認差出候控」¹³⁾に、「掛合申付候、成丈其地二おみて内済いたすへし、不済儀有之候ハ、誰并親類組合もの召連、早々相越否可申立候」と内済離縁が成立しないときは、親類組合同道で夫の出頭を命じる「呼状」で、名主あてである。

これをもった妻方では、頑強に離縁を拒絶する夫に「呼状」を示して、離縁に不承知なら寺に行かなければならないことを知らせ、示談成立を図った。上記『控』にも、「右書面、女方役人え是を渡し、夫方え為掛合候得は、多分八済方二相成申候」とあるように、満徳寺では「夫の呼出」が内済離縁成立に伝家の宝刀的役割を果たした。したがって、満徳寺ではこの「呼状」を「掛合差紙」と称した。

6 先渡し離縁状受理の「おはま」と「おゆき」

i 白萩の章 おはま

第九話「白萩の章 おはま」(270～290頁)は、離婚法上、注目すべき「先渡し離縁状」¹⁴⁾が登場する。

患いでもしたか、腹を左手であてがいながら、柏屋の宿帳に「江戸霊岸島川口町解屋河岸 穴蔵屋 治助三十八歳」としたためたのが、おはまの亭主であった。穴蔵屋とは、金持の屋敷の地面や床下に穴を掘って、物入れにする地下倉庫を作る仕事で、川口町にまともって住まいしていた。滞在中、やぐら見物と称して出かけるが、どうやら駆け込む女房を見張って、駆け込みを阻止する様子である。夫婦そろって親孝行だが、治助の親孝行は、官刻(幕府公認)の『孝義録』に評伝付きで載せられ、ご褒美まで頂戴したほどであった。エピソードは限りなくあるが、あるとき、治助が仕事場へ高下駄と草履を片方ずつ履いてきた。皆笑ったが、理由を聞いてみな恥じ入ったという。その日雨雲が低く垂れ込めていた。父は「雨になるから高下駄で行くように」といい、母は「後で晴れる。仕事場へ高下駄では笑いもの。草履にせよ」という。治助は父母双方を立てるため、高下駄、草履でひょこひょこ歩いたという。ことほど左様であったが、女房おはまは東慶寺に駆け込んだ。山ノ内街道の西ばかり見張っていた治助は、逆の鎌倉、東からやってきたおはまに、まんまと駆け込まれてしまう。

それから相対熟談となるが、これは既述の通り、実際にはあり得ない話だが、井上は着座の位置などにふれている(283～284頁)。その最中、おはまの言い分はといえば、

「あんたは布団の中まで父さまや母さまの位牌を持ち込んだ。いくらなんでも位牌の前で睦言は云えないじゃないか。……」その上、おはまの兄夫婦と仕合せに暮らしている母を引き取るといい、針療治の稽古を始めた母の稽古台になり、結果、治助の腹は膨れ上がり、熱は出るはで、結局、治助は生涯、親孝行ばかり。おはまの一生は、との思いから駆け込んだという。治助はぼそっと、

「……べっぴんすぎるから、いけねえんだ」「べっぴんてだれが」「もったいなくて、敷居が高くて、こんなべっぴんさんにへんなことしちゃいけねって気がして、……」

(287～289頁)

二人とも心底から嫌い合っているわけではない、と察した御用宿主人兩名は、異口同音に「先渡し離縁状」と叫び、源兵衛さんは、こんな文句ではと唱えたものが下の通り。小説では、一行半で書かれているが、本来は三行半にしたためたものであろう。

一札之事

一此ノ先、治助事、再ビ親孝行ヲ致シ候節八、おはま義、何方工
縁付キ候共、少モ構無御座候、為後日一札仍テ如件
文化七庚午文月末日
穴倉屋治助
おはまどの

この内容を聞き、おはまは「あたしはべっぴんさんじゃないからね。あんたの女房ですからね」（290頁）、親孝行はほどほどにして、夫婦仲はこれから一層よくなること請け合いです（最後は筆者の予感）。

ii 黄檗の章 おゆき

第一三話「黄檗の章 おゆき」（370～391頁）にも、「先渡し離縁状」が登場し、夫の行動を抑制し、夫婦はよりを戻す。

前年二月、おゆきは藤沢宿の旅籠、さがみ屋の若女房で、入り婿徳治の飲酒の上の乱暴が理由で駆け込んだ。

ある雪の暮れ方、信次郎が表戸を閉めていると、東慶寺の門番小助じいさんが寺内に「急病人」が出たとのこと、癩の痛みに転げまわっているのはおゆきという。円覚寺の医僧・清拙は留守。医者見習いでもある信次郎に迎えが来たわけである。寺役人石井の診立てでは、懐妊ではないかといい、寺内青松院の女子衆からもそういう声があるという。おゆきさんは寺役所の客座敷に寝かされていた（ということは寺法離縁で在寺中ということになる）。在寺について、井上は、髪を短く切って断髪にさせ、五辛を断ち、二四ヶ月を要すとした上で、女の三格式にふれている。

iii 駆け込み女の三格式

井上の説明によれば、東慶寺に籠って二四ヶ月間の月日を過ごす女たちは、三つに格付けされており、その最高位が上臈格だ。入山のとき一〇両、二〇両の上げ金を納め、さらに扶持料の三〇両を寺役所に払い込んでいる。日々の暮らしぶりにしても、お茶を立てたり、手習いをしたりと、それは優雅なものだ。

御定め通りには払えないが、それでもいくばくか積んだ女たちが、第二位の御茶間格だ。この御茶間衆は、お針台の前でひたすら下山の日のくるのを待っている。小袖に袴、羽織に浴衣、なんでも縫って、近在の呉服屋に納める。その手間賃が寺役所の実入りになるのはいうまでもない。

一文銭も積めなかったときは御半下格になる。炊事に洗濯、寺内の清掃、畳拭きに廊下拭き、蜘蛛の巣払いに煤払いなど、雑用はすべてこの御半下格衆の受持ちだ。畑仕事も仕事の内、東慶寺が野菜を切らさずにすんでいるのは、御半下衆のおかげである（384頁）。

井上の言うように、三格式が決められていたが、それは上げ金の額によったことは確かだが、金額と扶持料（滞在費用）などは事実と異なり、御半下格も上げ金を納めたのである¹⁵⁾。

iv おゆきのその後

話をおゆきにもどそう。おゆきは「心の中で、想いの中で、恋しい男と交わった」のではと、院代の考え。すかさず信次郎は「想像妊娠」を想起する。もともとさがみ屋夫婦には子がなく、神信心。二一年前のある雪の朝、店の前に赤ん坊の泣き声、天の賜りものと大切に育てたのがおゆきさん。おゆきが惚れたのは、保土ヶ谷宿の旅籠の次男坊で、さがみ屋の見習い番頭・徳治であった。入り婿になるが、徳治は酒に吞まれる悪癖の持ち主、酔った勢いの大博打。自分のもってきた持参金はもちろん、さがみ屋の身代にも手を出す始末、その度に離縁話。どうやらおさまったと思ったら、またぞろ酒での大失敗。さがみ屋夫婦への申し訳から、おゆきは駆け込んだもので、徳治を嫌ったわけではない。

そこで、院代法秀尼と信次郎は徳治から「二度と酒は飲まない。もしも吞んだら、その場でおゆきに離縁状を渡す」という。そこで「先渡し禁酒離縁状」¹⁶⁾を取ったうえで、帰縁させる。寺法離縁で年季中の女性を帰縁させるという寺法に背く裁断を下す¹⁷⁾。

翌朝、徳治は先渡し禁酒離縁状を書きあげたが、生涯一滴の酒も吞まないこと、おゆきさんと酒と、どちらと縁を切るかと迫られ、徳治はふるえながら、

やがて左で右の手を抑えて、それからいきなり右の親指の先を朱肉に突っ込み、その指先を思い切り先渡し禁酒離縁状に押し付けた。（391頁）

とあり、ここで、この話は終わる。蛇足だが、この爪印（爪判ともいう）の描写について、二つの誤りを指摘しておきたい。一は男の爪印は左手の親指を用いたこと、二は庶民が日常の証書類に朱肉を用いることはなく、黒印（墨印）を用いたことである¹⁸⁾。

7 縁切寺における先渡し離縁状

i 東慶寺の事例

小説では、「先渡し離縁状」と御用宿主人が叫んで、夫に書かせている。ここでは関係者一同がそのことを理解していることが前提として描かれているが、実際に東慶寺で夫がしたためた先渡し離縁状は、一通のみで、これに引取状が妻父と柏屋主人源兵衛の連名で差し出され、駆け込みの事情がわかる関連文書はない。つぎに写真とともに引用する(483)。

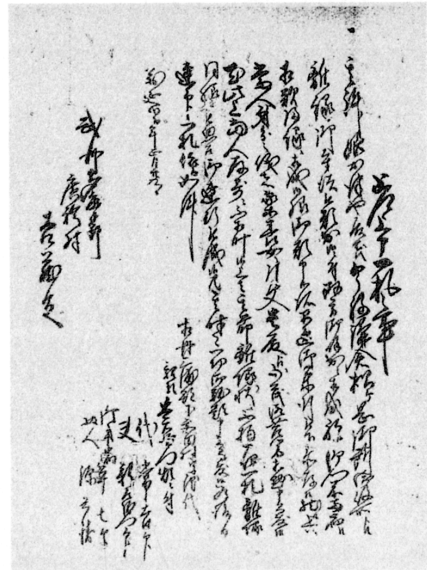
差上申一札之事

一其許娘おつや殿義、今般鎌倉松ヶ岡御所御役所え離縁御寺法被願出候二付、双方御呼出二相成、於御門前両宿え相歎、帰縁二相成候様御願申候所、早速御承引被下忝存候、然ル上八当人身分之儀は我等養女二引受、貴殿え少も御苦勞相懸申間敷候、尤此上当人存寄二不相叶候上は、其節離縁状二不拘右一札離縁同様二被思召御連行被成候共、其時二一切御難題申上間敷候、為後日連印一札依て如件

相州三浦郡下宮田村字池代

親類太右衛門煩二付

万延式酉年	代	常	吉印
正月廿九日	夫	新左衛門印	
	御用宿	平	七印
	扱人	源兵衛	



武州多摩郡広袴村

吉 蔵殿

文中に「於御門前両宿え相歎」とあり、東慶寺門前の夫方宿松本屋と妻方宿柏屋の主人が双方に介入して（両宿が一札に連署している）、とりわけ夫の願いが容れられて「帰縁」になった。その上で、夫方親類と思われる常吉が駆け込み女「おつや」の養父になった。これは夫方のおつや庇護者になることを意味している。さらにもしもおつやの「存寄二不相叶」とき、つまり、おつやが夫新左衛門を気に入らなくなったら、その時は離縁状がなくても、おつやを連れ帰っても構わない。この一札が「離縁同様」であると述べ、そのとき一切異議を唱えないとしている。まさに妻側に離婚権を留保した先渡し離縁状といえる。

一般的に先渡し離縁状は、夫からあらかじめ妻方に渡されるか、仲介者がこれを預かるか¹⁹⁾、したのであるが、上記一札が離縁状と認識されたので、離縁状なら寺で写しを取置く必要から、これが寺に残存したわけである。正確に言えば、これは「帰縁証文兼先渡し離縁状」ということになる。いずれにしても東慶寺が後ろ盾の先渡し離縁状であるから、妻方の離婚権は強力に担保されることになったに違いない。

ii 満徳寺の事例

もう一つの縁切寺・満徳寺には、内済帰縁事例が五例みられるが、そのうちの一件に、内済帰縁済口証文に先渡し離縁状を兼ねたものがみられる。表題「差上申済口証文之事」とある文書で、これには妻方呼状写しと帰縁を承諾せずいったんは親族共々離縁を願った「下方よりの願書」もある。これらによれば、上州勢多（新田）郡岩松村（現群馬県太田市）辰五郎妻の「いち」が、嘉永二（1849）年六月七日に駆け込んだ。辰五郎といちはもともと「馴合女夫」であったという。嫁いだころから、家内が納まらず、夫婦合いも薄れ、いちはいちこれまでたびたび家出しては、世話人が立ち入り、婚家に帰っていた。駆け込み後、寺からは、いち親・左兵衛後家「たつ」と村役人を呼出し、なるべく異見を加え、再縁になるよう説得せよと仰せ付けられ、「御腰掛」において、いちを説得するが不承知であった。やむなく親共々離縁を嘆願する「下方よりの願書」提出にいたるが、夫は再縁を願っていて示談にはならない。さらに関係者が立ち入り、いちにも「段々申聞」とあるから、繰り返し異見したところ、漸く再縁（帰縁）を納得する。その熟談内済の内容（上記済口後半部分の写真と釈文（解読文）を掲げる（ノは行末の意）。

...(前略)...熟談内濟仕、偏 / 御威光と難有仕合ニ奉存候、然ル上は / 辰五郎義是迄
身持不宜儀も有之候得共、 / 今般之次第ニ相成候上は、急度相慎 / 可申旨ニ取極、猶又
いち義此以後 / 御当山様え御苦難ニ相成候儀も出来仕候 / 八、此証文離縁状と相
心得何様被 / 仰付候共、其節相成決て違背奉 / 申上間敷候、然ル上はいち義名主亀二郎
 / 方へ御下ヶ被成下度奉願上候、以来右一条ニ付、 / 御当山様え少も奉懸御苦難間敷候、
 / 依之連印濟口証文差上申処、仍て如件

嘉永二酉年

七月 安部虎之助領分

中根村

左兵衛後家 た つ

組 合 太右衛門

村役人 桑右衛門

同州同郡岩松村

当 人 辰 五 郎

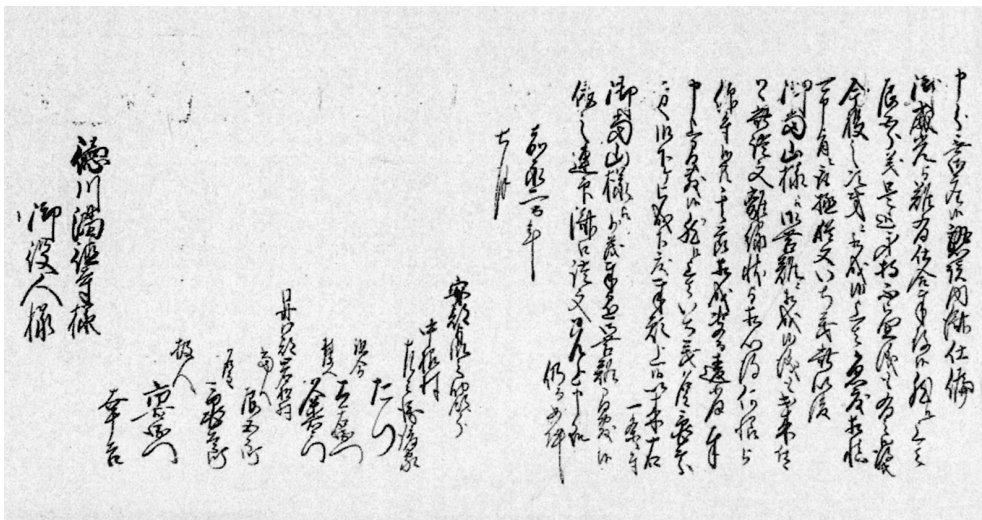
名 主 亀 二 郎

扱 人 市右衛門

徳川満徳寺様

幸 吉

御役人様



元来、夫辰五郎の身持ちが悪いことから起こったことで、夫は身持ちを慎むこと。妻いちについては、今後また満徳寺へ駆け込むような事態になれば、「此証文離縁状と相心得」つまり、夫方はこの済口証文が離縁状であるとして、ただちに離婚成立に到るものとしている。そのとき、この証文の趣旨に背かないことが誓約されている。この「帰縁証文兼先渡し離縁状」は徳川満徳寺にあてて出されている。原本は寺が保存したわけで（満徳寺文書のなかには残存しないが）、夫婦双方で控えをとっている。これは妻側が控えたもので、太田市立縁切寺満徳寺資料館所蔵（購入）文書である。夫方で控えたものもある²⁰）。いずれにしても、先渡し離縁状を徳川將軍家の権威を背景にした満徳寺が保証するものなのであるから、夫を抑制し、妻を保護する機能は万全のものといえよう。

8 落葉の章 珠江：不離縁担保証文

第一二話である（342～367頁）。江戸千住から元仙台伊達家の浪人森田宗行の娘・珠江が柏屋に来る。それも珠江の夫で、千住で舂米屋の大黒屋庄助同道である。ほかに同じ舂米屋仲間組の行司をつとめている、庄助と同年の三一歳になる水戸屋吉兵衛と武蔵屋平八の四人連れが柏屋の二階に泊まっている。三人はいつだって一緒、大山詣でも、お伊勢参りも一緒に行ったという。しかも、妾も三人仲よく、「月切りの、安囲い」だという。月切りとは一ヶ月という期間限定の妾のことをいい、安囲いとは複数の男子が一人の女性を抱え（あるいは、一人の女性が複数の男子を迎える）、日を違えて通うことをいう。三人のいう「月切りの、安囲い」は、まさにこれを折衷したもので、三人で、七日毎に一人の女に通い、残りの七日は毎月のものであるから休ませるのだそうだが、そのときからまた別な女を月雇いするという。

実は千住小町といわれた珠江さんが大黒屋に嫁入りするまでは、込み入った事情があった。珠江さんが大黒屋に米を買いにきたところを庄助が見初めた。しかるべき人を立てて、嫁にと打診したが、浪人で手習師匠などしているが、珠江は武士の娘である。土農工商、最上位の娘が最下位の商人の妻になれるか、とけんもほろろ。断られた庄助はどっと床につく、恋煩いである。

そうこうするうち、珠江さんの父親が労咳になる。医者や薬と、手習所は火の車。ここが実意の見せどころと、庄助は朝鮮人参から、薬餌料・医者代まで、おまけに自分まで届けて誠意のありったけを尽くす。その上、もし将来離縁することになったときは、五〇〇

両を珠江さんに差し上げるという「不離縁担保証文」を渡す。一年前、珠江さんも落城し、庄助に嫁いだという。夕刻、信次郎が店の前を掃いていると、三人の一人平八が箒を持って腹減らしに私もと言って横に来るが、二階の障子に男と女が一つになっているのが映る。直後いきなり男が影の男を殴りつける。友だち庄ちゃんの恋女房を盗み取ろうなんぞ悪い了見だと、平八が吉兵衛に重ねて二つ（実は四つ）にしても文句は云えないと、怒鳴っている。途中は略すが、これは三人打ち合わせの「不義密通」のでっちあげであった。

庄助は「こうなった以上、こっちから見事に離縁してやるが、その前に、珠江、証文を返してもらおうか」。しかし、珠江さんはそれを断る。なおも不義密通の現場を目撃したという庄助に、なかに割って入った柏屋のおかみさんは、そういう仲なら、珠江さんの体にとても目立つ印がありますが、どこに、どんな印があったか、と尋ねられ、不義の相手・吉兵衛はそれに正確に答えられず、架空の不義密通がばれて、珠江は翌朝、東慶寺に入山することに決まる。珠江は五〇〇両の担保金で、子たちの手習所をつくる所存という。ただし、珠江の方から離縁請求したのであるから、それなりの趣意金を払うべきだが、話の主題からは外れるのか、小説ではふれていない。

この不義を理由として、不離縁担保証文を無効にしようとする話は、拙著の「夫が懇願して迎えた妻——千両の不離縁担保証文」を下敷きにしたものと思われる²¹⁾。

それは文久元（1861）年五月、東海道鳴海宿（名古屋市緑区）の小島良右衛門とその妻「むら」の事件である。小島良右衛門はむらに余程「執心」したものが、懇願のあまり婚姻に際して、千両の不離縁担保証文をむら宛に「直筆実印」で差し入れた。本文には「其方儀、末々至候て離縁致候ハ、金千両也遣申候二付、為念証文一札如件」とあった。

しかし、これほど執着した女でありながら、翌年には妻に嫌気がさしたものとみえ、夫は妻を実家に預けたままにしたので、妻方では離縁状と持参財産の請求訴訟をなす。このとき、双方の親類・庄屋等との間に交渉がもたれるが、そこで妻むらが夫の親類頭・服部卯八郎に無理やり口説かれ、手込同様にあった事実が判明する。千両の証文を握らせ、いまさら気が変わったからとて、身に誤りのない無責の妻を離縁しては、結納（持参金のこと）はもちろん、かねて約諾の千両も出さなくてはならない。そこで、夫は卯八郎と申し合わせの上で、理不尽にも不義を働いた様子である。事件は密通処罰に発展する恐れもあり、両村庄屋と仲人などが介入し、夫からは離縁状を交付することと妻の持参財産を返還すること、妻方は「千金之証文」を差し戻すことで内済になった。ここでの不離縁担保証文についてみると、夫は妻を不義者に仕立て、離縁の責任は有責配偶者である妻にあるか

ら、不離縁担保証文の履行を請求しえないとして、その効力を否定しようとしたのは、珠江の事例と同じである。

9 むすび

井上ひさし『東慶寺花だより』という小説と史実との相違に注目しながら、縁切寺研究者としての視点から読みといてきたつもりである。しかし、読めば読むほど、井上の、史実よりむしろ小説の方が躍動的に東慶寺の機能を伝えているのではないかと思うようになった。

相当深く史料等を詠み込んだと思われる井上が、寺法離縁をあえて二四ヶ月後に夫を呼び出して離縁状を提出させることとしたのは、「話の筋立ての面白さ」からとはいえ、このように曲解されたことはなぜか、筆者には納得できない。史実と異なることについて、本稿で、東慶寺は夫を呼び出すことは手続き上にはないことにふれた。しかし、拙著『三くだり半と縁切寺』（講談社、1992年）では、筆者は「内済にあたって、夫を寺へ呼び出して説得することもあった」（120頁）とした。「夫」とあるのは「夫方関係者」とするのが正しく、「夫を呼び出すことは寺法手続き上なかった」ことについては、2014年の拙稿「安政二年江戸八丁堀岡崎町重蔵娘「まつ」寺法離縁一件——筆写本「鎌倉松岡東慶寺来由」の紹介——」で、はじめて明確に述べたもので、さすれば井上の創作「相对熟談」もあながち責められないわけである。

小説には登場しなかったが、内済離縁後は娘を「早速召し連れ帰るべき筈にござさうろところ、夫心底おしはかりがたく誠に不安心に候」とき、一時東慶寺に逗留（滞在）させてもらい、夫の執着等をやり過ごすことがあった。これを「内済離縁後逗留」というが、東慶寺が現代版シェルターの淵源でもあった。帰縁するにあたっての「先渡し離縁状」といい、今日のストーカー被害や悪質な「リベンジポルノ」などの極めて現代的で、喫緊の課題にも通ずる問題が小説にも垣間見える。ご一読を薦めたい。

註

- 1) 筆者が編集部を通じて井上に書簡を送り、そのなかで東慶寺の寺法離縁の描写が史実と異なる点を指摘したので、寺法離縁についての話を避けられたのかもしれない。
- 2) 拙稿「井上ひさし『東慶寺花だより』を読む」（本所報 47、2013年9月）58頁以下。

- 3) 「手鎖の上、江戸二十里四方所払い」になったとあるが、まず江戸二十里四方所払いは、二十里ではなく十里、所払いは追放が正しい。「江戸十里四方追放」としなくてはならない。また「手鎖」は封印付の手鎖懸で、幾日か毎に封印改めをする刑で、追放に付加されることはなかった。
- 4) 石井良助『江戸の離婚——三行り半と縁切寺——』（日本経済新聞社、1965年）78頁。
- 5) 小丸俊雄『縁切寺松ヶ岡東慶寺史料』（謄写刷私家版、1950年）112頁以下。
- 6) 拙著『三くだり半と縁切寺』（講談社、1992年、解説を付し、2014年に吉川弘文館から復刊）。
- 7) 拙稿「三くだり半研究余滴 三くだり半の再婚許可文言 禁止・制限条項をめぐって」（『評論』203号、日本経済評論社、2016年4月）12・13頁。
- 8) 『(長野県) 鬼無里村史』（1967年）279頁。
- 9) 拙稿「三くだり半研究余滴 夫の書く三くだり半の内容に妻は異議を唱えることができたか」（『評論』192号、日本経済評論社、2013年7月）12・13頁。
- 10) 拙著『増補 三くだり半 江戸の離婚と女性たち』（平凡社、1999年）150頁。
- 11) 拙稿「安政二年江戸八丁堀岡崎町重蔵娘「まつ」寺法離縁一件 筆写本「鎌倉松岡東慶寺来由」の紹介」（『専修大学法学研究所紀要』39号、2014年3月）タテ書1～28頁。
- 12) 拙編著『縁切寺東慶寺史料』（平凡社、1997年2月）史料番号26、117～120頁参照。本文中の（ ）内にゴシック算用数字は本書の史料番号を意味することを、おことわりしておきたい。
- 13) 拙著『縁切寺満徳寺の研究』（成文堂、1990年）565・6頁。
- 14) 前注10) 拙著『増補 三くだり半』「十三 先渡し離縁状」333頁以下参照。
- 15) 前注13) 拙著『縁切寺満徳寺の研究』「東慶寺駈入り女の金銭問題」363頁以下参照。ちなみに、下総国相馬郡芝崎村名主磯右衛門娘「たい」の一件文書には、上げ金として、上臈格一五両、御茶間格八両、御半下格は四両とあった。このほか、扶持料が上臈格で二四ヶ月一五両必要だったと記されている。
- 16) 前注10) 拙著『増補 三くだり半』336頁以下に、「奪い取られた離縁状」として紹介したのは、通常の妻あて離縁状に、妻の両親にあてた「禁盃起請文」を添えたものがあり、これこそ「先渡し禁盃離縁状」といえるものである。
- 17) 寺法離縁で、在寺中の女は二四ヶ月を経なければ絶対に下山できないのが、東慶寺の寺法である。井上は寺法離縁を話の面白い筋立てから、二四ヶ月後に離縁状を差出させると

している。事実としてはあり得ないのだが、そこで、小説では信次郎がそれでは寺法に外れると云うと、法秀尼に「寺法というものはね、寺のためにあるではありませんよ。悩んだり苦しんだりしている人のために寺があり、寺法があるんです」（389頁）と、力を込めて発言させている。

- 18) 前注 10) 拙著『増補 三くだり半』196頁以下に、爪印は、男は左の親指、女は右の親指を用いたことにふれた。しかも男が爪印を押捺し、その脇に「但し左り爪」にわざわざ明記したのもも紹介した。また拙著『泣いて笑って三くだり半——女と男の縁切り作法——』（教育出版、2001年）37頁には、写真も掲げておいた。
- 19) 前注 18) 拙著『泣いて笑って三くだり半』167頁参照。
- 20) 夫方が控えた、ほぼ同文のものが、前注 13) 拙著『縁切寺満徳寺の研究』703頁、史料番号 120にある。また同書 733頁、史料番号 142(6)は「下方よりの願書」である。
- 21) 前注 10) 『増補 三くだり半』152頁以下参照。なお、拙稿「聶養子縁組証文考——江戸時代の親子契約一斑——」（『ぐんま史料研究』第5号、1995年）17～40頁では、聶養子に関する不離縁担保証文につき、やや詳しく論及した。